

鶴居村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 2,536	千円 4,344,508	千円 64,933	千円 515,818	% 11.9	% 13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 52	千円 191,033	千円 31,358	千円 68,732	千円 291,123	千円 5,599	千円 5,523

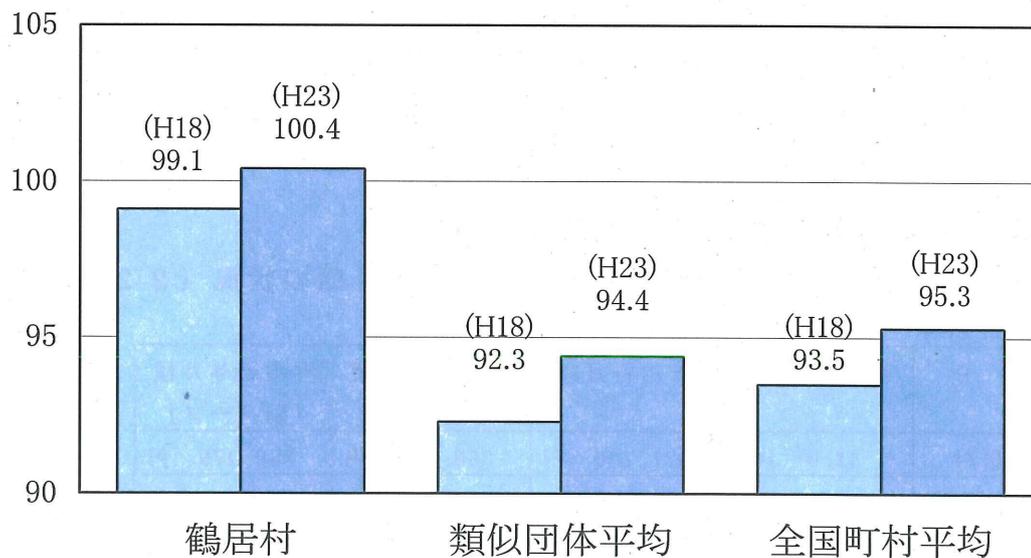
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況の状況(23年4月1日)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(22年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鶴居村	41.9 歳	321,700 円	356,998 円	360,479 円
北海道	45.3 歳	327,401 円	395,579 円	373,413 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	42.7 歳	312,748 円	361,552 円	342,278 円

②税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鶴居村	36.2 歳	269,100 円	362,400 円	291,034 円
北海道	—	—	—	—
国	43.0 歳	374,992 円	—	444,657 円
類似団体	40.1 歳	294,730 円	354,655 円	319,215 円

③ 医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鶴居村	57.3 歳	726,500 円	822,600 円	833,592 円
北海道	—	—	—	—
国	49.4 歳	487,938 円	—	817,757 円
類似団体	48.1 歳	717,062 円	1,363,884 円	936,832 円

④ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鶴居村	41.1 歳	312,300 円	366,000 円	335,925 円
北海道	—	—	—	—
国	45.5 歳	314,065 円	—	343,856 円
類似団体	42.2 歳	296,787 円	334,550 円	309,702 円

⑤ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鶴居村	39.1 歳	315,400 円	322,533 円	319,708 円
北海道	—	—	—	—
国	40.3 歳	323,049 円	—	367,540 円
類似団体	40.5 歳	282,414 円	305,727 円	295,523 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分		鶴 居 村	北 海 道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	159,285 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	129,592 円	140,100 円
税 務 職	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	140,100 円	—	—
看護・保健職	大学卒	172,200 円	—	—
	短大3卒	160,200 円	—	—
福 祉 職	短大卒	152,800 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（23年4月1日現在）

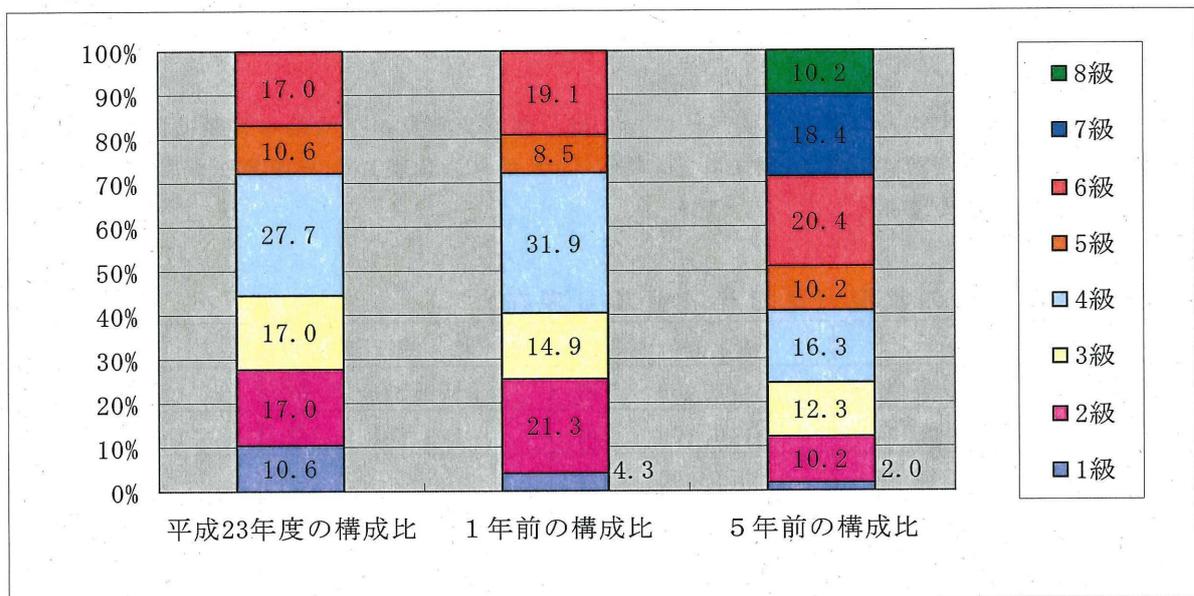
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	—	293,700 円	356,800 円
	高校卒	211,825 円	250,150 円	306,725 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長	8 人	17.02 %
5 級	課長補佐	5 人	10.64 %
4 級	係長、主査	13 人	27.66 %
3 級	係長、主査	8 人	17.02 %
2 級	主事	8 人	17.02 %
1 級	主事補	5 人	10.64 %

- (注) 1 鶴居村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 19年4月1日より、給与構造の見直しに伴い給料表も8級制から6級制に改正
 2 端数整理の関係から合計が100%にならない場合があります。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成23年度においては、勤務成績を反映させず一律支給。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鶴 居 村	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,576 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,582 千円	-
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成23年度においては、勤務成績を反映させず一律支給。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

鶴 居 村	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
(退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 16,735 千円	() -

(3) 地域手当

(○年4月1日現在)

支給実績(○年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(○年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	3,000	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	3,000	千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	1.8	%	
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研究手当	診療所長	研究業務	月額250,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	1,330	千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	24	千円
支給実績(21年度決算)	1,080	千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	19	千円

(6) その他の手当(23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	別紙に掲載	同じ	—	8,252 千円	147,364 円
住居手当	別紙に掲載	異なる	別紙に掲載	3,750 千円	66,961 円
通勤手当	別紙に掲載	異なる	別紙に掲載	640 千円	11,425 円
管理職手当	別紙に掲載	異なる	別紙に掲載	6,988 千円	124,789 円
休日勤務手当	別紙に掲載	同じ	—	2,737 千円	48,875 円
宿日直手当	一般の宿日直4,200円/日	—	—	491 千円	8,775 円
寒冷地手当	別紙に掲載	同じ	—	5,985 千円	106,877 円

(注) 寒冷地手当は、村長等にも支給されているが、上記の支給実績には含んでいない。村長等の支給実績については、「5 特別職の報酬等の状況」に記載。

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	734,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000 円 / 280,500 円	
	()		(円)		
副 市 町 村 長	副 市 町 村 長	623,000	円	667,000 円 / 299,000 円	
	()		(円)		
報 酬	議 長	307,000	円	307,000 円 / 150,000 円	
	()		(円)		
	副 議 長	246,000	円		
()		(円)			
議 員	議 員	193,000	円	228,000 円 / 100,000 円	
()			(円)		
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(22年度支給割合)			
	副 市 町 村 長	3.85	月分		
	収 入 役	(22年度支給割合)			
	議 長	3.85	月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	給料月額×5.126×勤続期間	1,505 万円	任期毎	
	収 入 役	給料月額×3.234×勤続期間	806 万円	任期毎	
	()	—	—	—	
寒 冷 地 手 当	備 考				
	市 区 町 村 長	(22年度支給実績)			
	副 市 町 村 長	131,900	円		
収 入 役	131,900	円			
		—	円		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

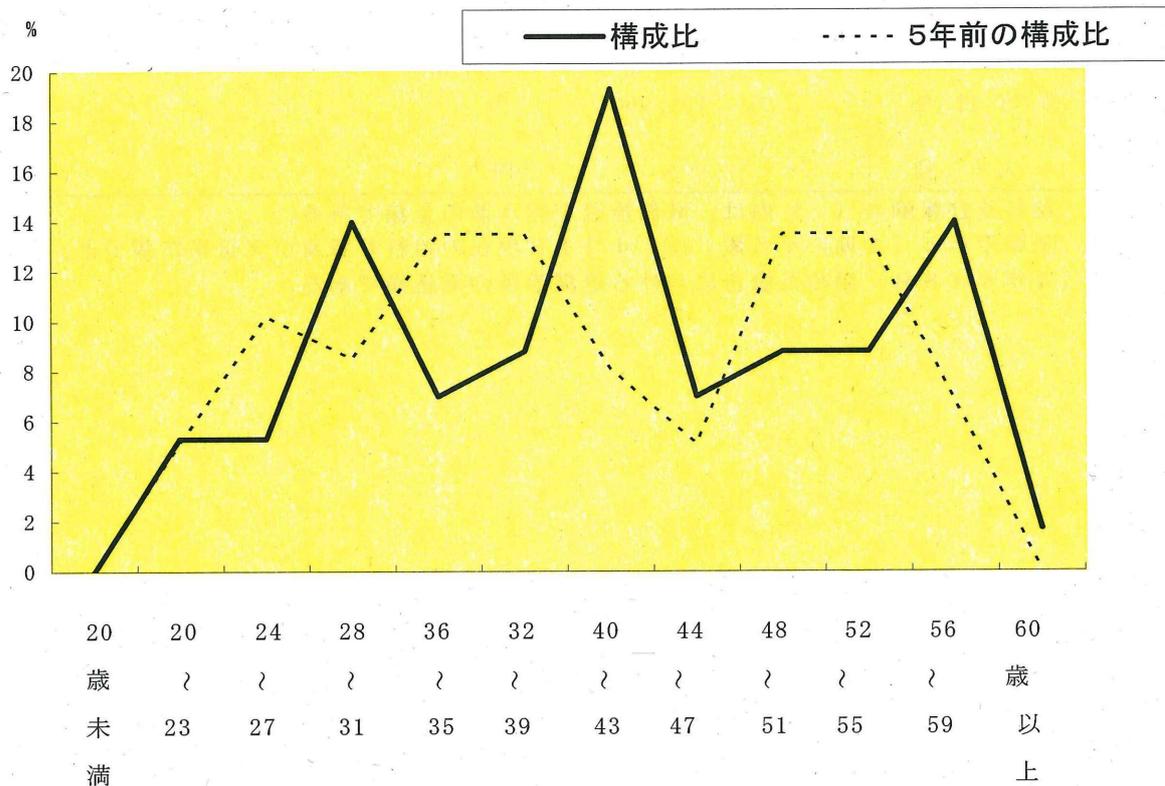
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年		
普通 会 計 部 門	一般 行政 衛生	議総	2	2	0	
		会務	17	17	0	
		税務	2	2	0	
		農林産業	7	7	0	
		商工	1	1	0	
		土木衛生	5	5	0	
	計	47	47	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 185.33 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 165.07 人)	
教育部門	6	6	0			
小計	53	53	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 208.99 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 198.33 人)		
公 営 企 業 部 門	水道 その他	水	1	1	0	
		下	1	1	0	
	小計	2	2	0		
小計	4	4	0			
合計		57	57	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 224.76 人	
		[66]	[66]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0 人	3 人	3 人	8 人	4 人	5 人	11 人	4 人	5 人	5 人	8 人	1 人	57 人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成24年度に機構改革を予定しており、改革後に定員管理の数値目標を設定する予定。

8 公営企業職員の状況

(1) ○○事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) ○年度の総費用に占 める職員給与費比率
○年度	千円	千円	千円	%	%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)○○平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
○年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、○年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（○年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
○ ○ 市	歳	円	円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

○ ○ 市	○○ (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(○年度) 千円	1人当たり平均支給額(○年度) 千円
(○年度支給割合) 期末手当 月分 ()月分 勤勉手当 月分 ()月分	(○年度支給割合) 期末手当 月分 ()月分 勤勉手当 月分 ()月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（○年4月1日現在）

○ 市			○○（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	月分	月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	月分	月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	月分	月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	月分	月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置 （退職時特別昇給）			その他の加算措置 （退職時特別昇給）		
1人当たり平均支給額		千円	1人当たり平均支給額		千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（○年4月1日現在）

支給実績（○年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（○年4月1日現在）

支給実績（○年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（○年度）		%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
○○手当			日額○○円
○○手当			1件当たり○○円
┆			
┆			

オ 時間外勤務手当

支給実績（○年度決算）	千円
職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）	千円
支給実績（○年度決算）	千円
職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）	千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（○年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （○年度決算）	支給職員1人当 り平均支給年額 （○年度決算）
扶養手当				千円	円
住居手当				千円	円
通勤手当				千円	円
管理職手当				千円	円
休日出勤手当				千円	円
Ⅰ					
Ⅱ					

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人	人	人	%

（参考）○○○○○○における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成○年○月○日	平成○年○月○日	

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

→6(3)②を参照

(2) △△事業

Ⅰ
Ⅱ
Ⅲ
Ⅳ

鶴居村の内容及び支給単価	国の内容及び支給単価
扶養手当	
配偶者 → 月額 13,000円 22歳までの子、孫及び弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 → 月額 6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円) 16～22歳までの特定期間にある子の加算 → 月額 5,000円	同じ
住居手当	
1.月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)家賃月額23,000円以下 → 家賃月額 - 12,000円 (2)家賃月額23,000円を超える → (家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 (3)家賃月額55,000円以上 → 27,000円 ※100円未満の端数切捨て 2.支給せず 3.自己の所有に属する住宅に居住している職員で、住宅の所有が本人であるもの → 月額 7,500円	1.同じ 2.配偶者等が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員 → 最高13,500円 3.支給せず
通勤手当	
(1)交通機関等を利用し、その運賃を負担する職員 → 運賃等相当額(定期券の月額又は通勤21回分の運賃で最高55,000円まで) (2)自動車を使用する職員(片道2km以上であること) → 1kmあたり15円で21日分(最高55,000円まで) (3)交通機関等を利用して、その運賃を負担し、かつ、自動車を使用する職員 → 事情を考慮して規則で定める区分に応じ、(1)又は(2)で定める額	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (1)交通機関等の利用者 → 6箇月定期券等の価額により一括支給 (2)自動車等の交通用具使用者 → 通勤距離に応じた月額(2,000～24,500円) を毎月支給
管理職手当	
(1)課長・室長・議会事務局長・診療所長 → 給料月額の100分の10 (2)課長補佐 → 給料月額の100分の8	管理又は監督の地位にある職員に俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給
時間外勤務手当	
正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの支給額を算出 $\text{勤務1時間当たりの支給額} = \frac{\text{給料月額} \times 12}{1\text{週間当たりの勤務時間} \times 52}$ $\text{勤務1時間当たりの支給額} \times \text{支給割合} \times \text{勤務時間数} = \text{手当額}$ 支給割合 午前5時～午後10時 100分の125(※150) 午後10時～午前5時 100分の150(※175) 尚、上記に掲げる勤務以外の勤務の支給割合は、 午前5時～午後10時 100分の135(※150) 午後10時～午前5時 100分の160(※175) ※月60時間を超過した場合の支給割合	同じだが、勤務1時間当たりの支給額を算出する際に、給料月額に俸給の月額に対する地域手当等の月額を加算する
休日勤務手当	
祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 $\text{勤務1時間当たりの支給額} \times 100\text{分の}135 \times \text{勤務時間数} = \text{手当額}$	同じだが、勤務1時間当たりの支給額を算出する際に、給料月額に俸給の月額に対する地域手当等の月額を加算する
宿日直手当	
12/31～1/3を除く土・日・祝日の宿日直 → 4,200円/回 ただし、勤務時間が5時間未満の場合 → 2,100円/回	勤務の態態に応じ、勤務1回につき4,200～20,000円を支給
寒冷地手当	
1.世帯主で (1)扶養親族のある職員 → 年額131,900円 (2)扶養親族のない職員 → 年額72,900円 2.その他の職員 → 年額51,700円 ※1級地	1.同じ(ただし、11月～翌年3月まで月額で支給) 2.同じ(ただし、11月～翌年3月まで月額で支給)

